

富士警備保障が新事業として取り組む

S-CAST 地震予測システム

富士警備保障(東京都新宿区、鶴賀孝宏社長)は警備業のほかに地震予知を業務としており、現在160社の企業に配信中だ。10月22~4日に東京ビッグサイトで開催された危機管理産業展ではブースを出展しアピールした。警備会社として唯一、減災のためのBCP(災害時等での企業における事業継続または早期復旧対策)として行っているこの事業について担当者に話を聞いた。

社員の安全確保が原点
富士警備保障は1970年創立。東京都新宿区に本社を構え、機械警備、常駐警備、貴重品輸送警備、セキュリティコンサルティング、データメディアの保管サービス等の警備会社としてのセキュリティ業務に加えて、地震予測業務を行っている。

同社でのサービスの担当部門である「S-CAST BCP本部・S-CAST BCPコンサルティング部」の鈴木秀一郎部長は、この事業をスタートさせた理由について次のように語る。

「まずは東日本大震災がきっかけです。このとき仙台営業所をはじめ当社社員の安全確認がままならない状態に陥ってしまい、この日以来、大規模災害時に社員の命を守るためにどうすればよいかを当社代表取締役の鶴賀が模索しました。そこで地震予測情報について専門に研究されている教授にコンタクトをとりお願いして、それまで知られ

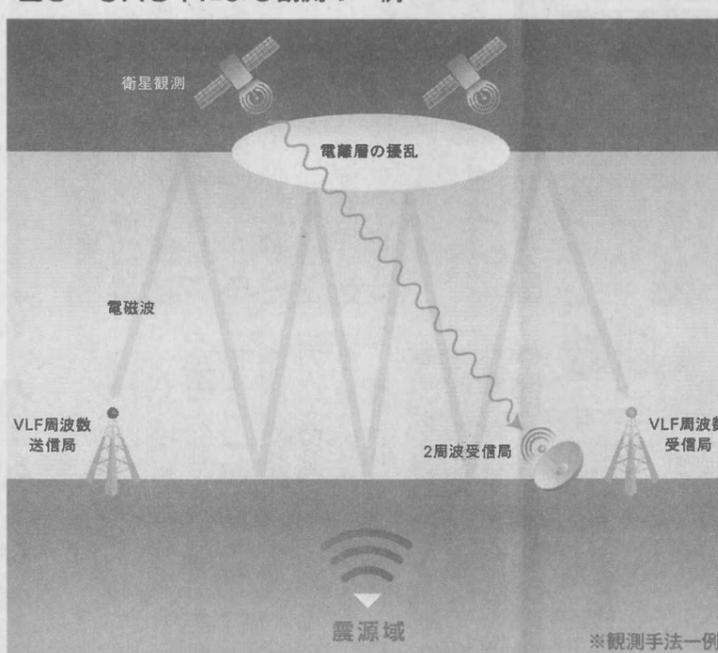
てなかった地震予測のノウハウを当社で使わせてもらうことになりました。このように地震予測をビジネスとするつもりはなく、社員の安全確保のために社内ですべていくことが当初の目的だった。同社はこれまで警備会社として防犯については専門だが、防災についてはまったく縁がなかったという。

実績を積み信頼を得る
同システムをビジネスとして展開してからの苦労について、鈴木部長はこう話す。「地震予測システムを営業してみても、最初は風当たりが強かったですね。反対意見やひどい人になると詐欺扱いまでされました。まずは機械警備や常駐警備を行っていた既存のお客様に提供し成約いただいた実績の積み重ねから、疑いが晴れていきました。よ



鈴木部長

■S-CASTによる観測の一例(4種類の観測方法を組み合わせる)



※観測手法一例

地震予測システムS-CASTとは
地震予測の最も有効な手段として世界的に認知されている「電離層擾乱観測」に重点をおき、前兆現象の観測データを地震予知専門家やアナリストが解析して、「いつ」「どこで」「どのぐらい」の規模で地震が発生するかを数日~10日前に告知し、企業のBCP支援をするサービス。地震予測のための方法を複合的に組み合わせ、様々な角度から前兆現象を観測することで、より精度を高めている。
具体的には▽VLF/LF波の電離層の異常観測▽GPS衛星による電離層観測▽人工衛星による地表温度観測——の3種類である。同社は業務資本提携のある地震専門機関・大学との産学連携で地震前兆現象の観測・解析を行う。
※問い合わせ：富士警備保障 ☎03-5206-5171

く従来の地震学と比較されましたが、地震学は地震が起きた後に検証する学問、当社が導入している地震予測学はまったく異なるものです。今後、当社が目指す目標については「電離層を地震予測に活用しているのですが、例えば太陽のフレア活動や磁気嵐も電離層に大きく影響するので、丹念に統計をとりデータ化して分析を行っています。現在は地震予測できる確立が平均60~70%ですが、これを80%以上上げることが目標です。そうすることでお客様のBCP支援にもっと活かせるからです」と語った。

BCP支援商品
予測情報をどのように使うか
自宅や営業所に設置したカメラの映像をネットワークを通じパソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等で遠隔地の映像の確認ができる。映像をSDカードに記録することも可能。センサーカメラ、送信機、電源がパッケージになっている。
【B-MAX SATELLITE】
災害時による停電時に機械警備システムが機能しなくなることを避けるために、停電時に自動的に同社が開発した太陽自動追尾型ソーラーシステム「ヘリオスシリーズ」に切り替え、電気を確保する。また電話回線が遮断されたときは高速衛星通信回線に切り替える。これで機械警備が止まることがない。また大規模災害時に遠隔監視により、必要最低限の監視、遠隔制御機能が確保でき、現場の状況を即座に把握できる。

特集



これまでの社会保障サービスは、「65歳から支給」とか、「75歳から2割負担」といった具合に年齢別を基準に行われてきた。それを個人の所得、資産にもとづき能力に応じた負担制に変更しよう。これが8月にまとめられた「社会保障制度改革国民会議」報告書の基調である。

この方針を具体化するために政府は8月22日、社会保障制度改革の工程表となる「プログラム法案」の骨子を閣議決定した。同法案は、14年度から15年度にかけて順次実施に移す医療、介護保険制度改革の大枠を定めたものだ。秋の臨時国会に提出され、その成立を待って医療・介護、子育て支援など分野別の改正法案が年明けの通常国会で議論されることになる。

医療保険の分野では、現在、各健保組合の加入者数に応じて支払う「頭割り」を、従業員の平均年収に応じて支払う「総報酬制」に変更する。これにより15年度の大企業中心の健保組合の負担は約1400億円、公務員共済組合の負担も約900億円ほど増え、赤字が続く国民健康保険の補てんに回される。

また70~74歳の医療費自己負担分も、段階的に現行の1割から2割に引き上げられる。削減効果は、初年度100億円程度だが完全実施されれば、年間2000億円程度になると見込まれている。並行して医療費の自己負担につき上限額を定めている高額医療費制度についても、中・低所得者の負担を軽減する一方で、年収700万円

「知」に備えあれば 河内 孝の複眼時評

憂いなし

社会保障制度改革 理念なき抑制策①

層以上の負担は増やすことにした。
このほか軽症の患者が先端医療研究に当たる専門、大病院を訪れることにハードルを設けるため、医師の紹介状なしで大病院を受診する場合の初診料を1万円程度に引き上げることでも決めた。これは、医療保険の大原則であった、「いつでも、誰でも、どこでも」という理念を大きく転換するものだ。国、自治体、診療側は国民の納付が得られるよう丁寧な説明を行うことが求められる。

理念なき改革

次に介護の分野をみてみよう。ここでも費用の抑制があらゆる項目に及んでいる。具体的には①これまで介護保険の支給対象として

いた要支援1~2に村事業に移す。これ律に行うのとは異なる自治体による事個々の財政事情で、にはらつきが生まれるものも出る。夫婦万戸程度(資産所得者では280万円程度)については1割を2割に引き上げる払っている世帯で7000円だった自額を約20%引き上げム入居者への食費、軽減(補正給付)を40万人以上の待機者1ムについては入居3以上として、1宅介護に誘導する